

障害者相談支援事業等について

資料 3

通称	根拠法令		委託先	所在地	業務内容 (業務仕様書より)
委託相談支援	障害者総合支援法 第77条第1項第3号 (市町村の地域生活支援事業) ※市町村の義務	→ 東濃 5 市で共同委託	陶技学園相談支援センター	多治見市	①日常生活全般に関する相談 ②障害福祉サービス利用についての情報提供 ③地域資源の情報提供 ④居宅等への訪問によるアセスメント ⑤ケース会議等の開催
			相談支援センター リンク	多治見市	
			ホーリークロスセンター	土岐市	
			はなの木苑指定相談支援事業所	土岐市	
			恵那たんぽぽ地域生活療育支援センター	恵那市	
			障害者生活支援センター 結	中津川市	
通称	根拠法令		委託先	所在地	業務内容 (業務仕様書より)
基幹相談支援	障害者総合支援法 第77条の2 (基幹相談支援センター) ※市町村の努力義務	→ 東濃 5 市で共同委託	陶技学園相談支援センター	多治見市	①総合的・専門的な相談支援 ※複雑かつ困難なケースに対応 ②地域の相談支援体制の強化の取組み ③地域移行・地域定着の促進の取組み ④権利擁護・虐待の防止 ⑤東濃 5 市の協議会の支援 ⑥運営会議の開催 (月 1 回)
			相談支援センター リンク	多治見市	
			ホーリークロスセンター	土岐市	
			恵那たんぽぽ地域生活療育支援センター	恵那市	
			障害者生活支援センター 結	中津川市	
通称	根拠法令	東濃圏域の事業所数 (令和7年2月1日時点)	業務内容 (根拠法令より抜粋)		
計画相談支援	障害者総合支援法 第5条第18項	多治見市 = 10 事業所 土岐市 = 5 事業所 瑞浪市 = 1 事業所 恵那市 = 5 事業所 中津川市 = 5 事業所	・ サービス利用支援…サービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、サービス等利用計画を作成する。 ・ 継続サービス利用支援…支給決定を受けた障害者等が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行う。		